

# 一般財団法人 楠田育英会奨学生募集

令和8年度実施要項

## 楠田育英会設立の経緯

楠正成の子孫といわれる楠田英世は、佐賀藩士であったが、戊辰戦争における功績により、新潟知事、大学少丞、大丞、司法大丞、明法権頭、元老院議員等を歴任したのち、明治33年男爵をさずけられた。明治初期の司法省の基礎を固める役割を担い、また明法寮を提唱することで、人材の育成に貢献した。

楠田英世の後男子の後継者が無く、3代続いて養子によって家系が継がれてきたが、現行憲法の時代になり、楠田洲が受け継いだ先祖伝来の私財を直接社会に役立てることを計画、相続人菅谷孝子が設立発起人となって他の賛同者の協力を得、将来社会に貢献できる有為の人材の育成を目的として奨学金給付を行う財団、楠田育英会の設立を準備、楠田洲死去半年後の平成5年2月文部省（当時）の許可を得て、本育英財団が設立された。

奨学生の募集・採用にあたっては、将来社会に貢献する志、また現在自らの専門に関連した分野の、あるいはその他の分野における、学内外での実践活動、社会奉仕活動などを重視している。

## 一般財団法人 楠田育英会

〒107-0052 東京都港区赤坂7-6-41-211

TEL 03-3583-2452

Email info@kusuda.org

H P <http://www.kusuda.org/>

# 楠田育英会奨学生募集要項

## 1. 応募資格

- (1) 大学（大学院、短期大学を除く。以下同じ）第二年次（医・歯学部、薬学部など6年制は第四年次）以上に在学し、学業・人物ともに優秀かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められる者。
- (2) 本育英会の趣旨に則り、自己の専門分野の知識及び経験を生かして将来社会に寄与する志しを有する者。
- (3) 知識及び経験を社会で生かすため、或いは社会に寄与することを目指し、学内外での活動・ボランティア活動などの実践活動を積極的に行っている者。

## 2. 令和8年度新規奨学生採用予定人員

20名

## 3. 奨学金給付の内容

次の奨学金を無償で支給します。

月額 30,000円

## 4. 奨学金給付方法

奨学金は、1年を2期に分け年2回、奨学生としての採用決定後、6月に半期分（4月～9月の6ヶ月分）、11月に研修会に半期分（10月～翌年3月の6ヶ月分）を支給します。

尚、支給については2026年6月28日（日）14:00～ ならびに11月8日（日）14:00～（いずれも開始時間は13:45）におこなわれる研修会への参加を確認した後、本人名義の銀行預金口座に3営業日後の振り込みを予定しています。

## 5. 奨学金給付の期間

奨学生として採用したときから、正規の最短修業年限の終期までとします。

留学・休学時の措置がありますので、予定がある場合は早めに申し出てください。

## 6. 奨学生の義務

奨学金給付については、第1回及び第2回の指定された日時と場所において実施する研修会への参加が義務となります。また、毎年度末、活動状況報告書、継続願い及び学

業成績を理事長あてに提出して下さい。奨学規定を遵守し、奨学生としての責務を果たして下さい。義務違反の場合は給付停止になることがあります。

研修会日時：2026年 6月28日（日）13：45集合 16：30頃終了 予定

2026年11月 8日（日）13：45集合 16：30頃終了 予定

※都内研修会場にて実施予定。また詳細は採用された方に後日連絡しますが、当日は予定を空けておいてください。尚、首都圏以外の大学に在籍の方には規程により東京までの交通費を支給します。

## 7. 応募方法

本募集要綱に添付してある「願書」に下記の書類を添えて大学経由で提出して下さい。個人からの直接応募申し込みには応じられません。

(1) 応募理由書（原則として手書き不可。A4横書き 別紙【応募理由書の記述について】を参照し、内容にしたがって4項目に分けて書くこと。応募理由書の記述内容を重視して採用を決定します。）

(2) 大学の在学証明書

(3) 大学の成績証明書

(4) 写真（タテ5×ヨコ4cm正面上半身） 1枚 願書に貼付

締切日：大学の指示に従って下さい。

## 8. 採否の通知と手続き

選考委員会の採否結果を、5月下旬までに大学経由で、応募者宛通知します。選考された方からは、下記の書類を新たに提出していただきます。

また第1回の研修会（6/28）に参加することをもって正式採用とします。

(1) 誓約書

(2) 身体検査証（学校保健法による定期検診または医師の健康診断書）

(3) 住民票等家族の状況がわかるもの。

書類は一切返却いたしません。

# 一般財団法人 楠田育英会 奨学金給与規程 (抜粋)

## (奨学生の資格)

第1条 本会の奨学生となるものは、大学に在学し、学業、人物ともに優秀で、かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

## (奨学金受領書の提出)

第6条 奨学金の交付を受けた奨学生は、直ちに奨学金受領書を提出しなければならない。

## (学業成績及び生活状況の報告)

第7条 奨学生は、毎年度末、学業成績及び生活状況報告書を理事長あてに提出しなければならない。

## (移動転出)

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。ただし、奨学生が病気その他の事由により届け出ることができないときは、連帯保証人が届け出るものとする。

- (1) 休学、復学、転学、留学、留年、退学又は長期にわたって欠席したとき
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき
- (3) 連帯保証人を変更したとき
- (4) 本人又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

## (奨学金の休止及び停止)

第9条 奨学生が休学し又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

- 2 奨学生の学業又は性行などの状況により指導上必要があると認められたときには、奨学金の交付を停止する。

## (奨学金の復活)

第10条 前条の規程により奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由が止んで在学学生部長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

## (奨学金の廃止)

第11条 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在学学生部長の意見を徴して、奨学金の交付を廃止する。

- (1) 傷痕疾病などのために成業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (5) 前各号のほか、第1条に規程する奨学生としての資格を失ったとき

## (奨学金の辞退)

第12条 奨学生は、いつでも在学学生部長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。